

教育一資料 3

令和6年第1回県議会定例会

条例その他議案
関係資料

教育委員会

目 次

1	議第56号関係	【義務教育課】	教育	1
2	議第57号関係	【高校教育課、義務教育課】	教育	2
3	議第70号関係	【教育総務課】	別冊	

岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金条例について

教育委員会義務教育課

義務教育段階の公立学校における情報機器の整備のために交付される「公立学校情報機器整備事業費補助金」（国の令和5年度補正予算）を受け入れるため、基金条例を制定する。

1 条例制定の背景と必要性

国から「公立学校情報機器整備事業費補助金」を受け入れ、県内の義務教育段階の公立学校における情報機器の計画的な整備を行うために必要となる資金に充てるための基金を設置する。

国からの補助金は、令和5年度内に交付される予定のため、今議会での基金条例制定が必要

2 条例の概要

- (1) 県内公立小中学校等における情報機器の計画的な整備を行うための事業に要する資金に充てるため、「岐阜県公立小中学校等情報機器整備基金」を設置する。
- (2) 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。
- (3) その他、基金に関し必要な事項について定める。（公布日から施行）

3 基金を活用した事業の概要

- (1) 目的：「GIGAスクール構想」により各学校に整備された1人1台端末の計画的な更新
- (2) 事業予定期間：令和6年度～令和10年度（5年間）
- (3) 対象校種：公立の小学校、中学校、義務教育学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部
- (4) 対象機器：児童生徒全員分の1人1台端末、入出力支援装置及び予備機（15%以内）
- (5) 補助基準額：5.5万円/台
- (6) 補助率：2/3（入出力支援装置は10/10）
- (7) 事業スキーム：県から市町村（学校設置者）へ更新等事業に係る補助金を交付（補助金の原資は当基金）

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会
義務教育課、高校教育課

1 改正の趣旨

教員の働き方改革をさらに加速させ、年度を通じて見通しを持ちながら、業務や勤務管理に関する意識の醸成を図るため、「変形労働時間制」の導入及び「年次休暇の取得期間」について規定の整備を行うもの

2 改正の背景・内容

(1) 「岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例」の改正

- 令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、教育職員について、条例により「1 年単位の変形労働時間制」が実施可能とされた。（令和 3 年 4 月 1 日施行）
- 長期休業期間等において休日を集約して確保することを目的とし、学校における働き方改革を進めるための選択肢として、変形労働時間制の根拠となる規定を整備するもの

(2) 「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正

- 公立学校で勤務する職員（県立学校に勤務する事務職員は除く。）に対して、年次休暇の区切りを暦年から年度に変更するため、その根拠となる規定を整備するもの

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日